

特定建築物等の新築等の届出要領

景観の形成等に関する条例（以下「景観条例」と言う。）第27条の2の2の規定による特定建築物等の新築等の届出は、次の要領により行うものとする。

なお、国等が行う特定建築物等の新築等の通知についても、以下の要領を準用する。

第1 届出対象及び提出時期

1 届出対象

- (1) 景観条例に定める景観影響評価の手続を行った特定建築物等の行為
- (2) 「環境影響評価に関する条例」に定める環境影響評価の手続を行った発電用風力設備の行為

2 提出時期

景観影響評価制度による県の再審査意見書を特定建築主が受理した日以降で、建築基準法第6条第1項に規定する確認を要する行為である場合は、当該確認の申請前（確認を要さない行為である場合は、当該行為の着手前）

ただし、上記1(2)については、環境影響評価の手続が終了した日以降で、確認の申請前

第2 届出書類

1 届出様式

建築等届出書（様式第1号（通知にあつては様式第2号））及び添付書類

2 必要部数

正本1部、副本3部

3 届出添付書類

添付する書類の種類と縮尺、明示すべき事項等は以下のとおりとする。

- (1) 付近見取図（1/2,500以上）：方位、道路及び目標となる地物（道路、鉄道、山、河川、公園、学校、役所、公民館、集会場、駅などの位置と名称）
- (2) 配置図（1/200以上）：方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、土地の高低
- (3) 各階の平面図（1/200以上）：方位、間取、各室の用途、外壁等に照明器具を取り付ける場合は照明器具の位置及び照射の向き
- (4) 各面の立面図（1/200以上）：開口部の位置、主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩（マンセル色票系による数値）、外壁や屋上等に照明器具を取り付ける場合は照明器具の位置及び照射の向き
- (5) 主要部2面以上の断面図（1/200以上）：建築物の高さ
- (6) 外構平面図（1/200以上）：門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成、敷地内に照明器具を取り付ける場合は照明器具の位置及び照射の向き
- (7) 敷地周辺状況カラー写真
- (8) 完成予想図カラー写真
- (9) 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し：添付書類を含む
- (10) 知事が特に必要と認める図書

4 その他

届出書の添付書類の内容が、景観影響評価書の添付書類の内容と同じ場合は、上記3(9)の「景観影響評価書の写し」に含まれる添付書類を省略することができる。

なお、再審査意見書の内容を踏まえた計画の変更以外において、届出の内容を景観影響評価書の内容と異なるものとする場合は、再度、景観影響評価の процедуруを行うことを原則とする。